

名護市景観まちづくり計画の概要

誰もが誇りと愛着を持ち、地域が元気になる景観まちづくりを進めましょう



平成 25 年 3 月
名護市 建設部 建設計画課



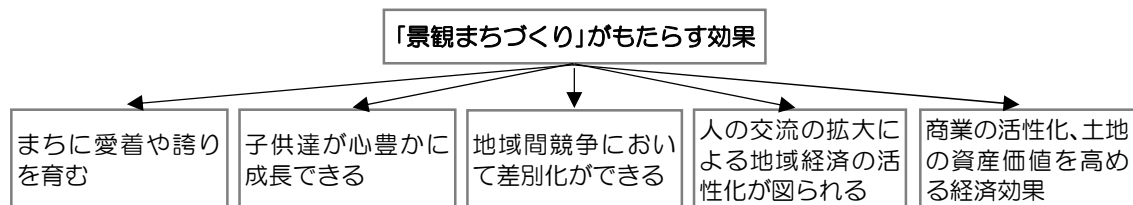
■ 景観まちづくりを進めるために

名護市には、美しい海や豊かな緑などの自然景観、拝所や伝統的祭事などの歴史・文化景観等、豊富な景観資源が存在します。これらの景観資源に気づき、まもり、つくり、広め、いかし、伝え、育てる取り組み（景観まちづくり）は、地域独自の魅力づくりにつながります。

また、近年、高層マンションの建設に伴う住民の反対運動等、景観に関連する諸問題が発生しています。全国的にはその予防・解決策として景観法に基づき景観に関するルールを定めることができる「景観計画」が注目を集めています。

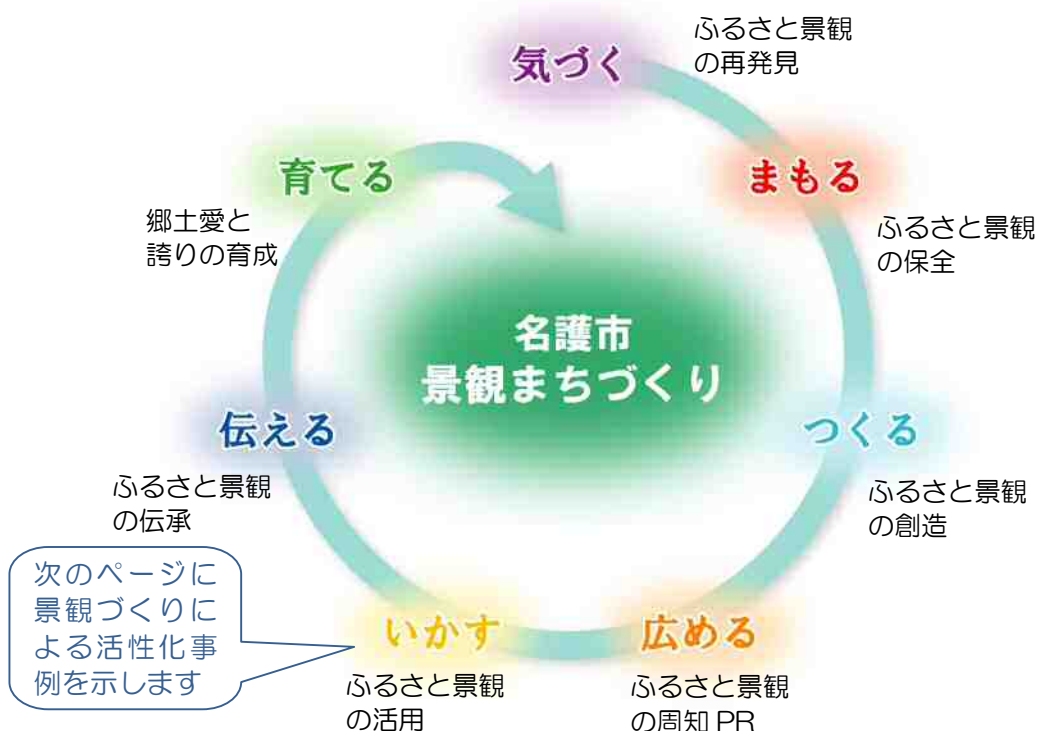
こうした状況を踏まえ、本市も、「景観計画」を活用したいと考え、平成 23 年 1 月 29 日に景観行政団体となりました。

本市の考える「景観計画」は、景観に関連する諸問題の予防策として機能するだけのものではなく、特長ある魅力的な景観を市民・事業者・行政が協働で創造し、その活用を図ることで地域がより活性化し経済効果をもたらし、さらに全ての市民にとって、ふるさとに対する愛着や誇りが今以上に育まれる効果を生み出し、継承されていく事を想定しています。



■ 景観まちづくりの基本理念

景観まちづくりは、地域の景観を保全、創造し、活かすことで、地域の活性化と郷土愛と誇りを育むことを基本理念としています。



■ 景観まちづくりによる地域の活性化事例

■ 那覇市 壺屋やちむん通り



那覇市写真提供

「壺屋地区まちづくり協議会」は、歴史と文化を保全・活用したまちづくりを進めるために、その基本精神となる「壺屋地区まちづくり憲章」を制定した。那覇市は協議会の要請に基づき、壺屋地区を那覇の歴史・文化景観を代表する地区のひとつとして平成14年に「都市景観形成地区」に指定した。

■ 熊本県 黒川温泉



熊本県南小国町黒川温泉は、温泉地でありながら湯を楽しむ客よりも宴会客中心であり、そのブームも数年しか続かず、衰退していった。

その後、黒川温泉のテーマを「自然の雰囲気づくり」とし、旅館組合の主導で歓楽的要素や派手な看板を廃して統一的な町並みを形成する方策により再生を図り温泉街として活性化している。

また、景観形成における住民の自主的活動に関する事項を「黒川地区街づくり協定」に定めて運用している。

■ 景観まちづくりの進め方(区域)

名護市全域を景観計画区域としています。そして、市全域を対象としてまちづくりの目標を定め、配慮すべき事項（景観形成基準）を定めています。

また、本市は行政区域も広く（約210km²）、地域特性・景観にも地域差が大きいため、次ページの図に示す7地域に区分をしています。この7地域別にも景観まちづくりの目標を定め、配慮すべき事項（景観形成基準）については、市全域を対象とした内容に上乗せで定めています。

さらに、先導的な景観まちづくりを進めている地区及び今後取り組みを進めようとしている地区を景観モデル地区（勝山区、喜瀬区、東江区）として、それぞれ地区独自のまちづくり目標を定め、配慮すべき事項（景観形成基準）については、属する地域を対象とした内容に上乗せで定めています。



図－1 地域・地区区分図

■ 名護市の景観まちづくりの目標

第4次名護市総合計画における土地利用構想「豊かな自然環境と共生する土地利用」及び名護市都市計画マスタープランにおける将来都市像「豊かな自然と魅力ある都市機能が調和した 共生・自治・能動するまち・名護」を実現するためには、市民・事業者・行政等の各主体が協働で景観まちづくりを進めていく必要があります。そのためには、各主体が共感・共有できる市全体の景観将来像と景観形成方針が必要です。そこで本市は、現況調査や地域におけるワークショップ等での議論を踏まえ、景観将来像と景観形成方針を以下のように決めました。

■ 市の景観将来像

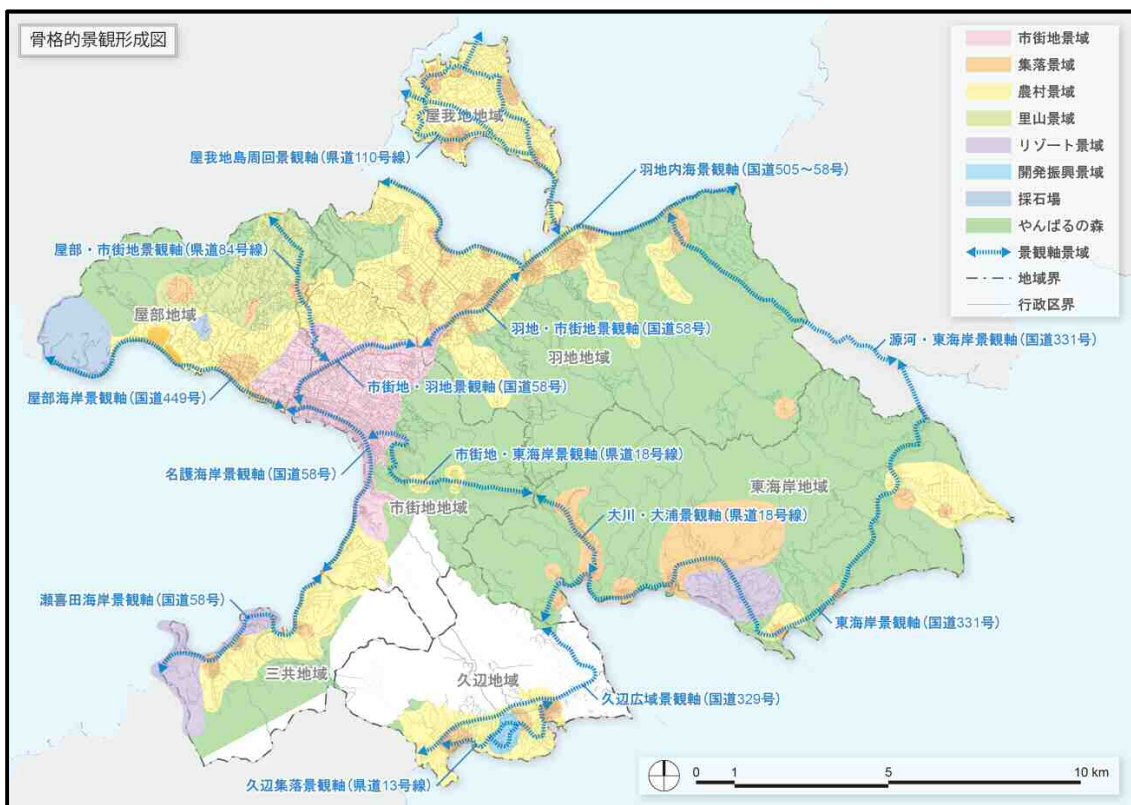
三つの海とやんばるの森に抱かれた 山紫水明 あけみおのまち “なご”

■ 市の景観形成方針

景観将来像を目指し、景観形成を進めていくために、以下の6項目を景観形成方針として設定しました。

- ◇青く澄んだ「三つの海」と緑深き「やんばるの森」が作りだす特徴ある景観を守り、育て、いかす
- ◇それぞれの「景域」における特徴ある魅力を守り、つくり、育て、いかす
- ◇それぞれの「景域」における眺望ポイントからの景観を守り、育てる
- ◇「やんばる」の中心都市として、住まう人が誇りに思い、訪れる人々を魅了するまちなみ景観を創造する
- ◇それぞれの「景域」の景観特性を象徴する、魅力ある沿道景観を持つ「景観軸」を守り、つくり、育てる
- ◇「市民」「事業者」「名護市」がそれぞれの役割を果たす、協働による景観まちづくりを推進する

- 景域とは：景観特性や土地利用などから見て一体的なまとまりのあるエリアを「景域」と呼びます。
- 景観軸とは：道路のような線的に連続するものを「景観軸」と呼びます。



■ 地域別の景観まちづくりの目標

1. 市街地地域の景観形成方針

■ 市街地地域の景観将来像

名護城の麓に広がる豊かな歴史・文化

ナゴランと桜が薫る賑わいあるゆいむんのまち 名護

■ 市街地地域の景観形成方針

◇市街地景域では、名護城や名護岳の眺望をいかした賑わいのあるまちなみを育てます。

◇集落景域では、懐かしさの残る“ふるさと”のようなまちなみをまもります。

◇やんばるの森では、豊かな自然をまもり・いかすために管理します。

◇名護海岸景観軸では、名護湾の眺望をいかした市のシンボルとなる沿道景観を育てます。

◇市街地・羽地景観軸では、メリハリのある沿道景観を育てます。

◇市街地・東海岸景観軸では、周囲の自然環境と調和した沿道景観を育てます。



2. 瀬喜田（三共）地域の景観形成方針

■ 瀬喜田地域の景観将来像

夕陽に染まる穏やかな白浜と静かで美しい山並み

自然豊かな国際観光リゾート 三共地域

■ 瀬喜田地域の景観形成方針

◇リゾート景域では、海や山の眺望をまもり・いかした景観づくりを行います。

◇集落景域では、白浜やフクギなどの重要な景観資源を地域全体でまもります。

◇農村景域では、水田と山並が広がる景観をまもります。

◇やんばるの森では、貴重な自然をまもり・再生します。

◇瀬喜田海岸景観軸では、周囲の自然景観に配慮し魅力的な沿道景観を育てます。



3. 屋部地域の景観形成方針と基準

■屋部地域の景観将来像

雄大な嘉津宇の峰と屋部浦に抱かれた美しい郷里

自然と共に成長する美しい里山 屋部

■屋部地域の景観形成方針

- ◇里山景域では、人の手を加えることで美しい自然景観をまもります。
- ◇集落景域では、範囲を設定してフクギ並木などの魅力的なまちなみをまもります。
- ◇市街地景域では、魅力的な新しいまちなみをつくります。
- ◇やんばるの森では、必要最低限の管理を行うことで貴重な生態系をまもります。
- ◇採石場では、長期的な展望をもって修景に向けた取り組みを進めていきます。
- ◇屋部海岸景観軸では、沖縄らしさのある魅力的な沿道景観をつくります。
- ◇屋部・市街地景観軸では、周囲の自然景観をいかした魅力的な沿道景観を育てます。



4. 羽地地域の景観形成方針と基準

■羽地地域の景観将来像

穏やかな羽地内海と黄金波打つタープク

清き大川と緑が調和する農の里 羽地

■羽地地域の景観形成方針

- ◇集落景域では、花や緑があふれる親水空間を育てます。
- ◇農村景域では、広大な農地をまもって地域のためにいかします。
- ◇やんばるの森では、今ある豊かな自然環境を保全します。
- ◇羽地内海景観軸では、眺望ルートとして沿岸部をきれいに保ちます。
- ◇羽地・市街地景観軸では、樹木や花が並ぶ魅力ある沿道景観を育てます。
- ◇源河・東海岸景観軸では、沿道の自然景観を保全します。



5. 屋我地地域の景観形成方針と基準

■屋我地地域の景観将来像

農地と海が織りなす風光明媚な源風景*

3つの橋が自然と人を結ぶ賑わいの島 屋我地

■屋我地地域の景観形成方針

- ◇集落景域では、落ち着いた雰囲気の良いまちなみを保全します。
- ◇農村景域では、農地を保全して地域の活性化にいかします。
- ◇屋我地島周回景観軸では、花や緑を植えて眺望をいかした魅力的な沿道景観を育てます。

※「源風景」：屋我地地域は海に囲まれた環境を表現するために、本来の「原」ではなく「源」を用いている



6. 東海岸地域の景観形成方針と基準

■東海岸地域の景観将来像

緑豊かな山々と懐深き大浦湾

花と緑が育む朝日輝く水の里 東海岸

■東海岸地域の景観形成方針

- ◇集落景域では、集落と山・川・海・空との調和を図っていきます。
- ◇農村景域では、農業の景観と暮らしを一体的に保全します。
- ◇やんばるの森では、きまりをつくって地域全体で保全します。
- ◇東海岸景観軸では、自然と調和した印象的な沿道景観を育てます。
- ◇大浦・大川景観軸では、地域の玄関口として魅力的な景観を演出します。



7. 久辺地域の景観形成方針と基準

■久辺地域の景観将来像

自然・農業・まちが生み出す心地よい調和

未来可能性を拓く学園・産業地域 久辺

■久辺地域の景観形成方針

- ◇開発振興景域では、周囲の自然に溶け込むまちなみをつくります。
- ◇集落景域では、美しい海岸をいかした魅力あるまちなみを育てます。
- ◇農村景域では、景観資源として農地を美しく保ちます。
- ◇やんばるの森では、久志岳や辺野古岳の緑をまもります。
- ◇久辺広域景観軸では、地域の骨格として美しい沿道景観を保ちます。
- ◇久辺集落景観軸では、季節ごとに楽しめる花が咲く沿道景観を育てます。



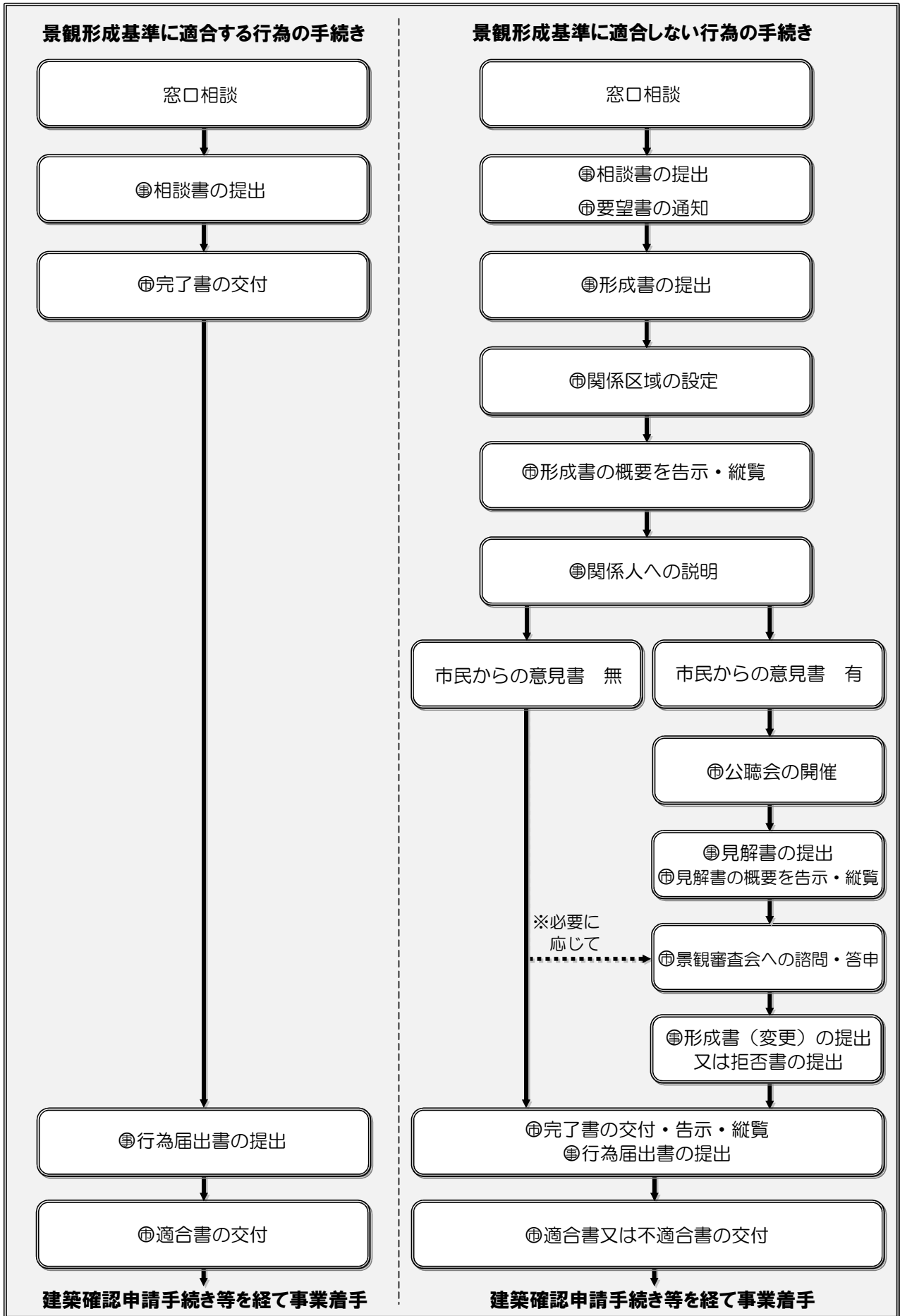
■ 届出対象行為と景観形成基準

景観まちづくりを進めていく上で、本市の良好な景観形成に大きな影響を与えると想定される以下の行為を行う際には、必要な書類を提出し、景観形成基準に適合しているかの審査を受ける必要があります。

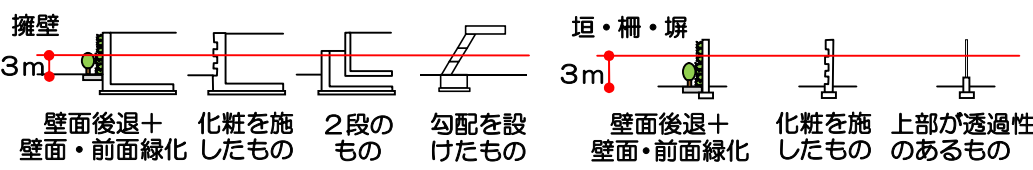
■ 届出対象行為

建築物	<ul style="list-style-type: none"> ▶新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、または色彩の変更。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ▶高さが10m^{*1}を超えるもの、または建築面積^{*2}が300㎡以上のもの。色彩の変更については上記条件、かつ変更面積が30㎡以上のもの。 ※勝山区は、建築面積が10㎡以上のものを対象とする。 ※1 平均地盤面から屋上に設置する建築設備の上端まで。(避雷針は除く) ※2 建築基準法に基づく建築面積。 	
工 作 物	<ul style="list-style-type: none"> ▶新築、増築、改築、移転。外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、または色彩の変更。 	
	<ul style="list-style-type: none"> a：擁壁で高さ3m以上のもの。 ※勝山区は2m以上のものを対象とする。 	
	<ul style="list-style-type: none"> b：煙突・アンテナ等の以下に示す行為のうち、高さ10m^{*1}以上、または築造面積300㎡以上のもの。 ※勝山区は、煙突・アンテナ等のすべてのものを対象とする。 ▶電波塔、物見塔、装飾塔類 ▶煙突、排気塔類 ▶高架水槽、冷却塔類 ▶鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナ類 ▶観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド類 ▶アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント類 ▶石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、または処理する施設類 ▶自動車車庫の用に供する立体的な収納施設類 ▶汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設類 ▶彫像、記念碑類 ▶汚水・ごみ処理施設類 ▶風力発電施設 ※1 最低地盤面から屋上に設置する設備の上端まで。 	
	<ul style="list-style-type: none"> c：電気供給または有線電気通信のための電線路または空中線類(支持物を含む)で、高さ20m^{*2}以上のもの。 ※2 最低地盤面から屋上設備の上端まで。 	
	<ul style="list-style-type: none"> d：太陽光パネルで、築造面積1,000㎡以上のもの。 	
開発行為及びその他の行為	<ul style="list-style-type: none"> ▶開発行為。(下記aを参照) ▶土地の開墾、その他の土地の形質の変更。(下記aを参照) ▶木竹の伐採。(下記bを参照) ▶屋外における廃棄物、再生資源等の堆積。(下記cを参照) 	
	<ul style="list-style-type: none"> a：行為面積が用途地域内については1,000㎡以上、用途地域外については3,000㎡以上のもの。 	<p>面積1,000㎡以上(用途地域内) 3,000㎡以上(用途地域外)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> b：伐採面積が用途地域内については1,000㎡以上、用途地域外については3,000㎡以上のもの。 	<p>面積1,000㎡以上(用途地域内) 3,000㎡以上(用途地域外)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> c：行為にかかる土地の面積が1,000㎡以上のもの。 	<p>面積1,000㎡以上</p>

■ 手続きの流れ



①＝事業者、②＝市

■ 景観計画区域		
建築物	高さ・規模・配置	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の高さの最大限度を 30m 以下とする。注) 各地域の基準を優先する。 ○建築物の規模・配置については、主要な眺望点からの眺望を阻害しないよう配慮する。^{※3} ○建築物の規模・配置については、地域を代表する歴史・文化景観資源の雰囲気や景観を阻害しないよう配慮する。^{※2} ○建築物の高さについては、公益上必要なもの、または市長が認めるものに限り、制限の緩和を受けることができる。
	色彩・デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の色彩（外壁の大部分を占める色）については、周囲の建物の色彩や周辺景観に配慮した色^{※6}とする。注) 各地域の基準を優先する ○建築物の意匠・形態については、主要な眺望点からの眺望を阻害しないよう配慮する。^{※3} ○建築物の意匠・形態については、地域を代表する歴史・文化景観資源の雰囲気や景観を阻害しないよう配慮する。^{※4}
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地内及び垣・柵・塀等の緑化に努める。 ○垣・柵・塀等の設置にあたっては、できる限り生垣や石材等の自然素材を活用する。やむを得ずブロックを用いる場合は、高さの抑制、スリットの設置、植物を飾る等、圧迫感を感じさせない工夫を行う。^{※5}
工 作 物	擁壁、垣・柵・塀	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 道路からの後退や壁面・前面緑化、透過性のある素材の使用など、圧迫感の軽減や周辺の景観との調和を図る。  <p>擁壁 3m 壁面後退+化粧を施したもの 2段のもの 勾配を設けたもの</p> <p>垣・柵・塀 3m 壁面後退+化粧を施したもの 上部が透過性のあるもの</p>
	塀、擁壁、煙突、鉄塔等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域を代表する歴史・文化景観資源の雰囲気や景観を阻害しないように配慮する。 ▶ 周囲の建物の色彩や周辺の景観に配慮した色とする。（地域やモデル地区により基調色の指定等あり） ▶ 主要な眺望点からの眺望を阻害しないように配慮する。
	パネル太陽光	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 敷地に面している道路から見えにくい位置に設置する。 ▶ 道路に面する部分は植栽を行い、道路等からの遮へいを行う。 ▶ 反射の少ないものを使用する。
開発行為及びその他の行為	土地の開発行為等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 行為地面積の5%以上を緑化する。（参考として、「都市計画法に基づく開発許可制度」では3～5%の緑化） ▶ 宅地造成に伴う開発行為について、擁壁が生じる場合は、道路の幅員に応じて以下の高さとする。ただし、造成計画上やむを得ない理由により以下の高さを超える場合は、擁壁・垣・柵等の基準に準ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員 4m・・・1.3m以下 ・道路幅員 6m・・・2.0m以下 ・道路幅員 9m・・・3.0m以下 ・道路幅員 12m・・・3.0m以下
	木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 樹林の景観を守るため、道路に面する部分は木竹を残す。 ▶ 周辺の景観との調和に配慮する。
	資材、廃棄物、屋外における物の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 敷地に面している道路から見えにくい位置に堆積する。 ▶ 道路に面する部分は植栽を行い、道路等からの遮へいを行う。 ▶ 可能な限り高さを抑える。

※2～6：10ページを参照

※1 圧迫感を与えないような規模・配置



建物の規模・配置は、周囲への影響を配慮し、大規模で連続した壁面については、分節化する（数棟の建物に分割するのではなく、建物の形状に変化をつける）ことにより圧迫感の軽減に努める。

※2 地域を代表する歴史・文化景観資源の雰囲気や趣を阻害しない規模・配置



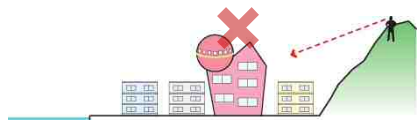
建物の規模・配置は、歴史的な雰囲気や趣を壊さないよう配慮する。

※4 地域を代表する歴史・文化景観資源の雰囲気や趣を阻害しない意匠・形態

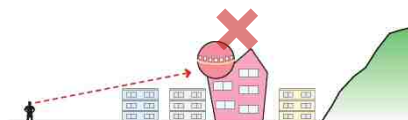


建物の意匠・形態は、歴史的な雰囲気や趣を壊さないよう配慮する。

※3 主要な眺望点からの眺望を阻害しない規模・配置、意匠・形態



建物の意匠・形態は、高台等からの眺望の邪魔にならないよう配慮する。



建物の意匠・形態は、集落等から見上げた時の眺望の邪魔にならないよう配慮する。

※5 垣・柵・塀等の設置にあたっての工夫

[圧迫感のある背の高いブロック塀]



[生垣]



[木製フェンス]



[ブロック塀と生垣]



[ブロック塀の緑化(ツタ等)]

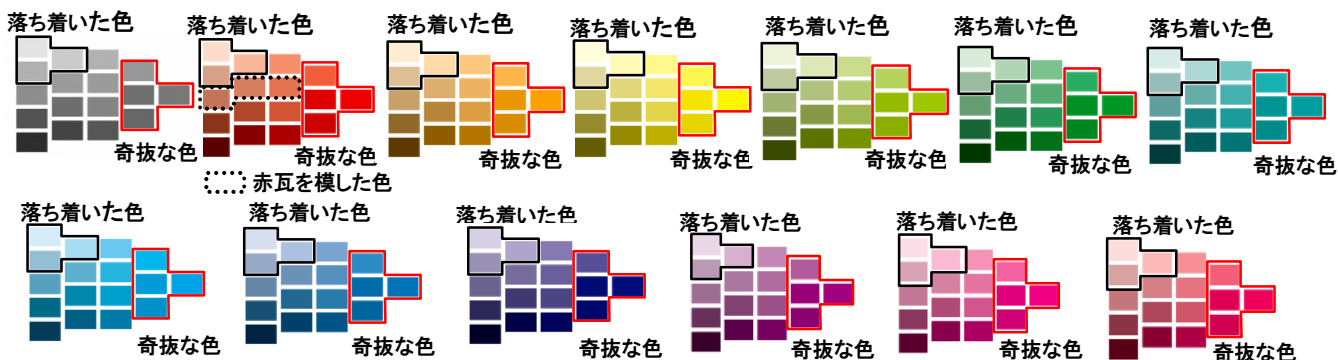


垣・柵・塀等の設置にあたっては、沿道に対して圧迫感を感じさせない工夫を行う。

※6「周辺環境に配慮した落ち着いた色」【明度:8以上、彩度:2以下】

※7「奇抜な色」【彩度:6を超えるもの】

※8「周辺環境に調和した色(赤瓦もしくは赤瓦を模した色)」の目安



※「赤瓦を模した色」については、社団法人日本塗料工業会が定める塗料用標準色に極力近いものとする。
【G12-50L(2.5YR5/6)、G09-50L(10R5/6)】

7地域の建築物に関する景観形成基準のうち、景観計画区域の景観形成基準と異なるものを以下に示します。工作物、開発行為等については7地域とも景観計画区域（全市）の基準と同様です。なお、地域別の各エリアにおける建築物の高さ基準（区域図）は、17～18ページに示します。

■ 市 街 地 地 域																																														
高さ	<p>○数久田区においては、建築物の高さの最大限度 14m 以下とする。</p> <p>○東江区においては、集落エリアである（都）山手線から銭ヶ森側周辺の最大限度を 11m 以下とする。また、その他集落エリアについては、建築物等の高さの最大限度を 14m 以下とする。</p> <p>○その他地域に関しては、建築物の高さの最大限度を 30m 以下とする。注）第一種・第二種低層住宅専用地域においては都市計画で定められた基準に準ずる。</p>																																													
色彩・デザイン	<p>○低層住宅地域の建築物の色彩（外壁の大部分を占める色）については、周辺環境に配慮し奇抜な色※7を避けることとする。</p> <p>○中高層住宅地域、白地地域及び準工業地域の建築物の色彩（外壁の大部分を占める色）については、周囲の建築物の色彩や周辺景観に配慮した色※6とする。</p> <p>○商業地域の建築物の色彩（外壁の大部分を占める色）については、周辺環境に配慮し奇抜な色※7を避けることとし、4階以上は落ち着いた色とする。ただし、アクセントとして使用する色彩（外壁の壁面の一部や窓枠や、庇等を占める色）はこの限りではない。</p>																																													
■ 瀬 喜 田 （ 三 共 ） 地 域																																														
高さ・規模	<p>○既存集落内においては、建築物の高さの最大限度を 11m 以下とする。注）既存集落以外のエリアにおいては、最大限度 30m 以下とする。</p> <p>○建築物の規模・配置については、周囲への影響を配慮し、4階以上の建築物を分節化することより大規模な連続した壁面を避け、圧迫感の軽減に努める。※1</p>																																													
色彩・デザイン	<p>○建築物の色彩（外壁の大部分を占める色）については、周囲の建物の色彩や周辺環境に配慮した色※6とする。ただし、既存集落以外においては、4階以上は周囲の景観に溶け込むように低層階と同系色の淡い色とし、アクセントとして使用する色彩（外壁の壁面の一部や窓枠や、庇等を占める色）は3階までの壁面において15%を限度に他の色を用いることができる。</p> <p>○建築物の屋根については、出来る限りこう配屋根とし、赤瓦を用いることに努める。※1</p>																																													
■ 屋 部 地 域																																														
高さ	<p>○既存集落内においては、建築物の高さの最大限度を 11m 以下とする。</p> <p>※屋部地域における建築物の高さに関するエリア設定表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="font-size: small;">高さ</th> <th style="font-size: small;">区</th> <th style="font-size: small;">宇茂佐区</th> <th style="font-size: small;">中山区</th> <th style="font-size: small;">屋部区</th> <th style="font-size: small;">旭川区</th> <th style="font-size: small;">山入端区</th> <th style="font-size: small;">勝山区</th> <th style="font-size: small;">安和区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>8m 以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>全域</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>11m 以下</td> <td>・区画整理地外の旧国道 449 号周辺のエリア</td> <td>・公民館を中心に半径 300m 範囲内 ・みつどて交差点を中心に半径 200m 範囲内</td> <td>・国道 449 号を境に南側のエリア</td> <td>全域</td> <td>全域</td> <td>—</td> <td>・門川線を境に東側のエリア</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>17m 以下</td> <td>・②及び④以外のエリア</td> <td>—</td> <td>・国道 449 号を境に北側のエリア</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>・門川線を境に西側のエリア</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>30m 以下</td> <td>・区画整理地内及び周辺のエリア</td> <td>・②以外のエリア</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	高さ	区	宇茂佐区	中山区	屋部区	旭川区	山入端区	勝山区	安和区	①	8m 以下	—	—	—	—	—	全域	—	②	11m 以下	・区画整理地外の旧国道 449 号周辺のエリア	・公民館を中心に半径 300m 範囲内 ・みつどて交差点を中心に半径 200m 範囲内	・国道 449 号を境に南側のエリア	全域	全域	—	・門川線を境に東側のエリア	③	17m 以下	・②及び④以外のエリア	—	・国道 449 号を境に北側のエリア	—	—	—	・門川線を境に西側のエリア	④	30m 以下	・区画整理地内及び周辺のエリア	・②以外のエリア	—	—	—	—	—
高さ	区	宇茂佐区	中山区	屋部区	旭川区	山入端区	勝山区	安和区																																						
①	8m 以下	—	—	—	—	—	全域	—																																						
②	11m 以下	・区画整理地外の旧国道 449 号周辺のエリア	・公民館を中心に半径 300m 範囲内 ・みつどて交差点を中心に半径 200m 範囲内	・国道 449 号を境に南側のエリア	全域	全域	—	・門川線を境に東側のエリア																																						
③	17m 以下	・②及び④以外のエリア	—	・国道 449 号を境に北側のエリア	—	—	—	・門川線を境に西側のエリア																																						
④	30m 以下	・区画整理地内及び周辺のエリア	・②以外のエリア	—	—	—	—	—																																						
緑化等	○地域を代表するフクギ並木については、出来る限り現在の状態で保全する。																																													

■ 羽 地 地 域																					
高さ	○一部地域を除き、建築物の高さの最大限度を 11m 以下とする。 ○伊差川区の名護東道路沿道 50m 範囲内においては、最大限度 30m 以下とする。また、名護東道路沿道 50m 範囲以外の伊差川区の国道 58 号沿道 50m、及び国道 58 号と県道 71 号の交差部から内側の範囲内と外側沿道 50m 範囲内においては、最大限度 17m 以下とする。																				
緑化等	○海や河川沿いにおいては、自然とうるおいを感じられる水辺景観をまもり、つくるため、出来る限り水辺に面する部分の緑化に努める。																				
■ 屋 我 地 地 域																					
高さ	○既存集落内においては、建築物の高さの最大限度を 11m 以下とする。注) 既存集落以外のエリアについては、自然公園法で定められている基準として、最大限度 13m 以下とする。																				
色彩	○建築物の屋根の色彩は、周辺環境に調和した色 ^{※8} とする。																				
緑化等	○地域を代表するフクギ並木及びマツ林については、出来る限り現在の状態で保全する。																				
■ 東 海 岸 地 域																					
高さ	○大浦区、瀬嵩区、汀間区にまたがる一部地域及びカヌチャ地域においては、建築物の高さの最大限度を 30m 以下とする。 ○その他の地域に関しては、建築物の高さの最大限度を 11m 以下とする。																				
緑化等	○地域を代表するフクギ並木については、出来る限り現在の状態で保全する。																				
■ 久 辺 地 域																					
高さ	○建築物の高さの最大限度を 11m 以下とする。 ※久辺地域における建築物の高さに関するエリア設定表																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>高さ</th> <th>区</th> <th>辺野古区</th> <th>豊原区</th> <th>久志区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>11m 以下</td> <td>・③以外のエリア</td> <td>・②及び③以外のエリア</td> <td>・②以外のエリア</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>17m 以下</td> <td>—</td> <td>・豊原一号線沿道 50m 範囲内</td> <td>・一部国道 329 号沿道 50m 範囲内 (山側)</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>30m 以下</td> <td>・国道 329 号と旧国道に囲まれた範囲及び国道 329 号沿道 50m 範囲内 (山側)</td> <td>・国道 329 号と旧国道に囲まれた範囲及び国道 329 号沿道 50m 範囲内 (山側)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	高さ	区	辺野古区	豊原区	久志区	①	11m 以下	・③以外のエリア	・②及び③以外のエリア	・②以外のエリア	②	17m 以下	—	・豊原一号線沿道 50m 範囲内	・一部国道 329 号沿道 50m 範囲内 (山側)	③	30m 以下	・国道 329 号と旧国道に囲まれた範囲及び国道 329 号沿道 50m 範囲内 (山側)	・国道 329 号と旧国道に囲まれた範囲及び国道 329 号沿道 50m 範囲内 (山側)	—
	高さ	区	辺野古区	豊原区	久志区																
	①	11m 以下	・③以外のエリア	・②及び③以外のエリア	・②以外のエリア																
②	17m 以下	—	・豊原一号線沿道 50m 範囲内	・一部国道 329 号沿道 50m 範囲内 (山側)																	
③	30m 以下	・国道 329 号と旧国道に囲まれた範囲及び国道 329 号沿道 50m 範囲内 (山側)	・国道 329 号と旧国道に囲まれた範囲及び国道 329 号沿道 50m 範囲内 (山側)	—																	
色彩	○建築物の色彩 (外壁の大部分を占める色) については、周囲の建物の色彩や周辺環境に配慮した色 ^{※6} とする。ただし、豊原一号線周辺においては、彩り豊かなまちなみの創出を図るため、奇抜な色 ^{※7} のみを避けることとする。																				

※1～8：10 ページを参照

■ モデル地区の景観まちづくりの目標

■ 勝山区

■ 勝山区の景観将来像

シークワサー・ヒージャー・山「3つの宝」が育む先人たちの夢
いやしの里・勝山

■ 勝山区の景観形成方針

全域	<ul style="list-style-type: none"> ◇嘉津宇岳や安和岳、古巣岳などの自然の財産をまもり、後世に残します。 ◇勝山ヒージャーにまつわる風習や、勝山シークワサー花香り祭などの伝統行事を未来の子どもたちに残します。 ◇勝山シークワサーなど人と自然が織りなす里山の風景をまもりまします。
山間エリア	<ul style="list-style-type: none"> ◇山からの眺めをまもりまします。 ◇コノハチョウやオオゴマダラなどの蝶々が舞う里をつくりまします。 ◇山と調和した勝山らしい道をまもりまします。 ◇貴重な緑や植物をまもり、体観してまもらまします。
集落エリア	<ul style="list-style-type: none"> ◇里からの眺めをまもりまします。 ◇猫川などの歴史的資源をいかしまします。 ◇先人たちの夢“桜の里”を再生しまします。 ◇勝山を代表する樹木をシンボルとして大切にしまします。



■ 勝山区の届出対象行為

景観計画区域の届出対象行為（7ページ）と異なるのは以下の点です。

① 建築物

対象となる行為
▶新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、または色彩の変更。
対象となる種類と規模
▶建築面積が10㎡以上のもの。

② 工作物

対象となる行為
▶新築、増築、改築、移転。外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、または色彩の変更。
対象となる種類と規模
▶擁壁の高さ2m以上のもの。
▶煙突・アンテナ等のすべてのもの。

■ 勝山区の景観形成基準

高さ・規模・配置
<p>○建築物の高さの最大限度については、自然や畑等で構成される勝山の原風景をまもるため、8m以下とする。</p> <p>○建築物の高さについては、公益上必要なもの、または市長が認めるものに限り、制限の緩和を受けることができる。</p>
色彩・デザイン
<p>○建築物の色彩（外壁の大部分を占める色）については、周辺の自然との調和に配慮し、グレー系、ベージュ系等を基調とした落ち着いた色^{※6}とする。</p> <p>○建築物の屋根については、周辺の自然との調和に配慮し、グレー系、赤瓦系等（コンクリートや瓦等）を基調とし、落ち着いた色^{※6}とする。</p>
緑化等
<p>○建築物等を建設する際は、山道や山裾からの景観がまもられるように、敷地の道路側及び斜面崖側に遮蔽効果のある樹木を植栽する。（緑視率50%以上）</p> <p>○道路に面する場所への垣・柵・塀等の設置にあたっては、できる限り生垣や石材等の自然素材を活用する。やむを得ずブロック、コンクリート素材とする場合は、高さの抑制、植物を飾る等、圧迫感を感じさせない工夫を行う。^{※5}</p>

※5、※6：10ページを参照してください。

■ 東 江 区

■ 東江区の景観将来像

緑・海・夕陽がとけこむ魅力あふれるまち

未来に残す由緒ある名護まち・東江

■ 東江区の景観形成方針

全域	<p>◇銭ヶ森などから市街地や名護湾の海岸線を望む眺めをまもります。</p> <p>◇東江海岸や幸地川などの水辺周辺の魅力を高めます。</p> <p>◇銭ヶ森や寺山などの緑をまもります。</p> <p>◇豊年祭などの伝統行事や風習を未来の子どもたちに残します。</p> <p>◇暮らしの景観をきれいに保ちます。</p>
海岸 エリア	<p>◇ビーチと夕陽をいかし、人が自然に集まる賑やかで個性的な魅力ある憩いの場をつくり ます。</p> <p>◇みんな”で自主的に清掃や草刈りを行い、地域をきれいにまもります。</p>
集落 エリア	<p>◇由緒ある落ち着いたまちなみを未 来の子どもたちに残します。</p> <p>◇幸地川の自然をまもり、親水空間 としての魅力を高めます。</p> <p>◇玄関先などに花木を植えることで、 まちなかの魅力をつくります。</p> <p>◇キッチャーなどの歴史的資源をま もり、植栽やサインでそれらをい かします。</p>



[東江区におけるエリア分け]

東江区の届出対象行為

景観計画区域の届出対象行為（7ページ）と同様です。

東江区の景観形成基準

高さ・規模・配置
<p>○集落エリアの（都）山手線から銭ヶ森側周辺は、最大限度を11m以下とする。また、その他のエリアについては、建築物等の高さの最大限度を14m以下とする。ただし、幹線道路（国道58号及び城通り線）沿道においては建築物の高さの最大限度を30m以下とする。</p> <p>○海岸エリアにおいては、建築物の高さの最大限度を30m以下とする。</p> <p>○海岸エリアにおいては、建築物による圧迫感を軽減し、開放感のある沿道空間を確保するために1階部分の壁面はできる限り敷地境界線から後退させる。</p> <p>○建築物の規模・配置については、主要な眺望点からの眺望を阻害しないよう配慮する。^{※3}</p> <p>○建築物の規模・配置については、地域を代表する歴史・文化景観資源の雰囲気や景観を阻害しないよう配慮する。^{※2}</p> <p>○建築物の高さについては、公益上必要なもの、または市長が認めるものに限り、制限の緩和を受けることができる。</p>
色彩・デザイン
<p>○集落エリアは、建築物の色彩（外壁の大部分を占める色）を周囲の建物の色彩や周辺景観に配慮した色^{※6}とする。ただし、既存集落以外においては、4階以上は周囲の景観に溶け込むように低層階と同系色の淡い色とする。ただし、アクセントとして使用する色彩（外壁の壁面の一部や窓枠、庇等を占める色）はこの限りでない。</p> <p>○海岸エリアの建築物の色彩（外壁の大部分を占める色）は、周辺景観に配慮し奇抜な色^{※6}を避けることとする。ただし、アクセントとして使用する色彩（外壁の壁面の一部や窓枠、庇等を占める色）はこの限りでない。</p> <p>○建築物の意匠・形態については、主要な眺望点からの眺望を阻害しないよう配慮する。^{※3}</p> <p>○建築物の意匠・形態については、地域を代表する歴史・文化景観資源の雰囲気や景観を阻害しないよう配慮する。^{※4}</p>
緑化等
<p>○敷地内及び垣・柵・塀等の緑化に努める。</p> <p>○垣・柵・塀等の設置にあたっては、できる限り生垣や石材等の自然素材を活用する。やむを得ずブロックを用いる場合は、高さの抑制、スリットの設置、植物を飾る等、圧迫感を感じさせない工夫を行う。^{※5}</p>

東江区における建築物の高さ基準（区域図）は、19ページを参照

※2～6：10ページを参照してください。


■ 喜 瀬 区

喜瀬区の景観将来像

朝陽に輝くシラガムイ 黄金に染まる真謝川
自然豊かな国際観光リゾート 喜瀬の浦

喜瀬区の景観形成方針

全域	<p>◇喜瀬の浦・真謝川・シラガムイなどの豊かな自然に囲まれた景観をまもり ます。</p> <p>◇喜瀬之子などの歴史的資源を保全し、地区の魅力としていかします。</p> <p>◇豊年祭や浜下りなどの伝統的祭事や慣習の風景を後世に残します。</p>
----	--

リゾート エリア	<p>◇喜瀬の浦の白浜をまもり、水辺の魅力を高めます。</p> <p>◇名護市の玄関口として、自然と調和した魅力ある沿道景観を育てます。</p> <p>◇水田と山並みが織りなす景観をまもります。</p>	
集落 エリア	<p>◇緑豊かな集落の落ち着いた雰囲気をももります。</p> <p>◇集落内や水辺に花や緑を植えることで、心地よい景観をつくります。</p>	

喜瀬区の届出対象行為

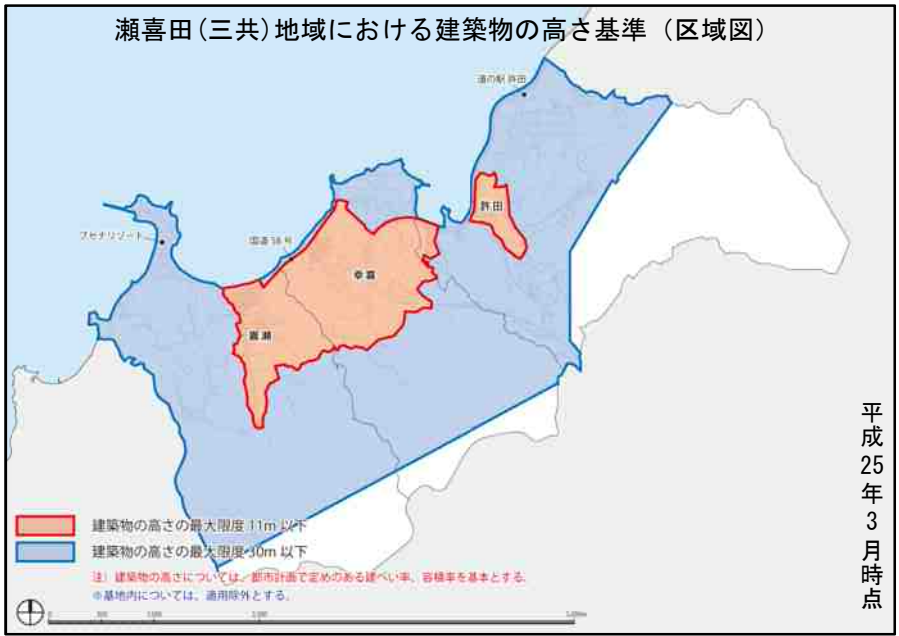
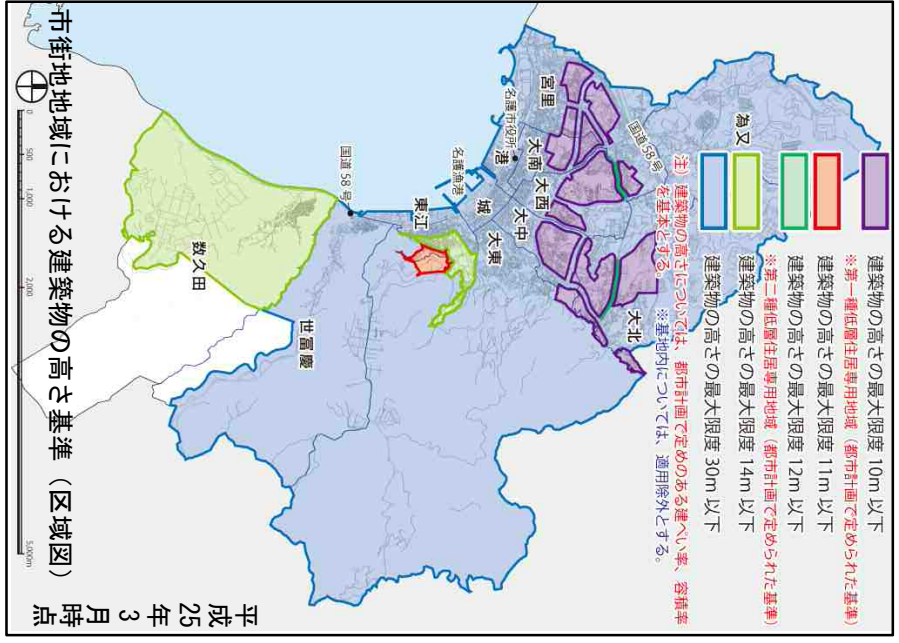
景観計画区域の届出対象行為（7ページ）と同様です。

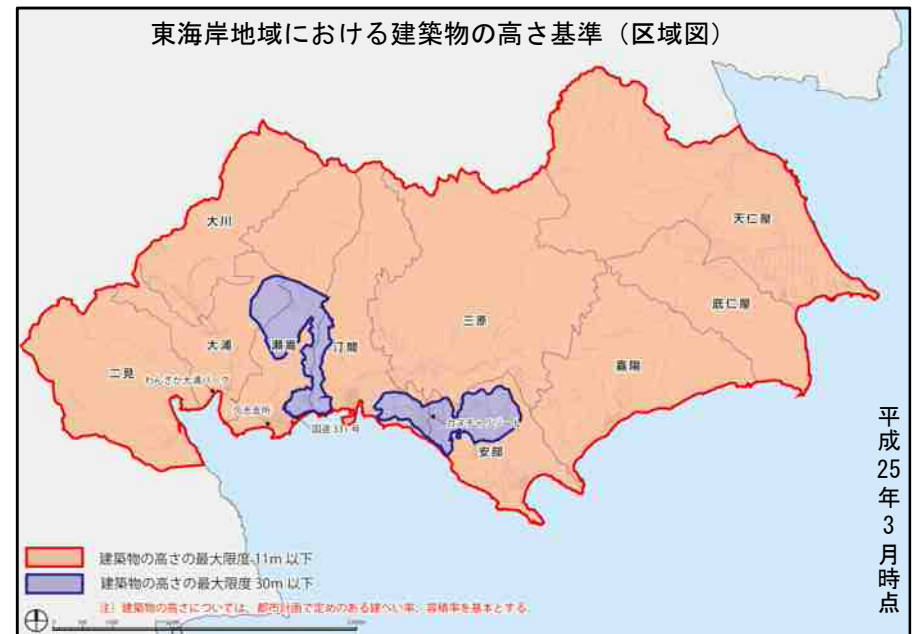
喜瀬区の景観形成基準

高さ・規模・配置
<p>○建築物の高さの最大限度を11m以下とする。 注) 既存集落以外のエリアにおいては、最大限度30m以下とする。</p> <p>○建築物の規模・配置については、周囲への影響を配慮し、4階以上の建築物を分節化することより大規模な連続した壁面を避け、圧迫感の軽減に努める。^{※1}</p> <p>○建築物の規模・配置については、主要な眺望点からの眺望を阻害しないよう配慮する。^{※3}</p> <p>○建築物の規模・配置については、地域を代表する歴史・文化景観資源の雰囲気をももらさないよう配慮する。^{※2}</p> <p>○建築物の高さについては、公益上必要なもの、または市長が認めるものに限り、制限の緩和を受けることができる。</p>
色彩・デザイン
<p>○建築物の色彩（外壁の大部分を占める色）については、周囲の建物の色彩や周辺景観に配慮した色^{※6}とする。ただし、リゾートエリアにおいては、4階以上は周囲の景観に溶け込むように低層階と同系色の淡い色とし、アクセントとして使用する色彩（外壁の壁面の一部や窓枠、庇等を占める色）は3階までの壁面において15%を限度に他の色を用いることができる。</p> <p>○建築物の屋根については、できる限り勾配屋根とし、赤瓦を用いることに努める。^{※1}</p> <p>○建築物の意匠・形態については、主要な眺望点からの眺望を阻害しないよう配慮する。^{※3}</p> <p>○建築物の意匠・形態については、地域を代表する歴史・文化景観資源の雰囲気をももらさないよう配慮する。^{※4}</p>
緑化等
<p>○敷地内及び垣・柵・塀等の緑化に努める。</p> <p>○垣・柵・塀等の設置にあたっては、できる限り生垣や石材等の自然素材を活用する。やむを得ずブロックを用いる場合は、高さの抑制、スリットの設置、植物を飾る等、圧迫感を感じさせない工夫を行う。^{※5}</p>

喜瀬区における建築物の高さ基準（区域図）は、19ページを参照

※1～5：10ページを参照してください。





大西トンネル美術館の市民活動

名護市街地の大西トンネルを美術館と想定して、小・中・高校生が中心となって絵を描いています。この大西トンネルは以前落書きが絶えなかったため、企業関係者らで「大西トンネル美術館を創る会」(比嘉あみ子代表)をつくり、市民の絵を飾り、2002年11月11日に“開館”させました。これは、子ども達が名護市の未来や夢を描くことによって、市街地の景観を良くするとともにふるさとの愛着や誇りを生み出そうというものです。この大西トンネル美術館も10周年を迎えリニューアルが進められることとなりました。

出品作品制作風景

あい保育園の園児による



うみのほし幼稚園の園児による



「大西トンネル美術館を創る会」により作品の取り付け工事も進められました

